

要望項目	四戸橋川河川護岸施設の整備について（新規）		
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	河川法	事業主体	青森県

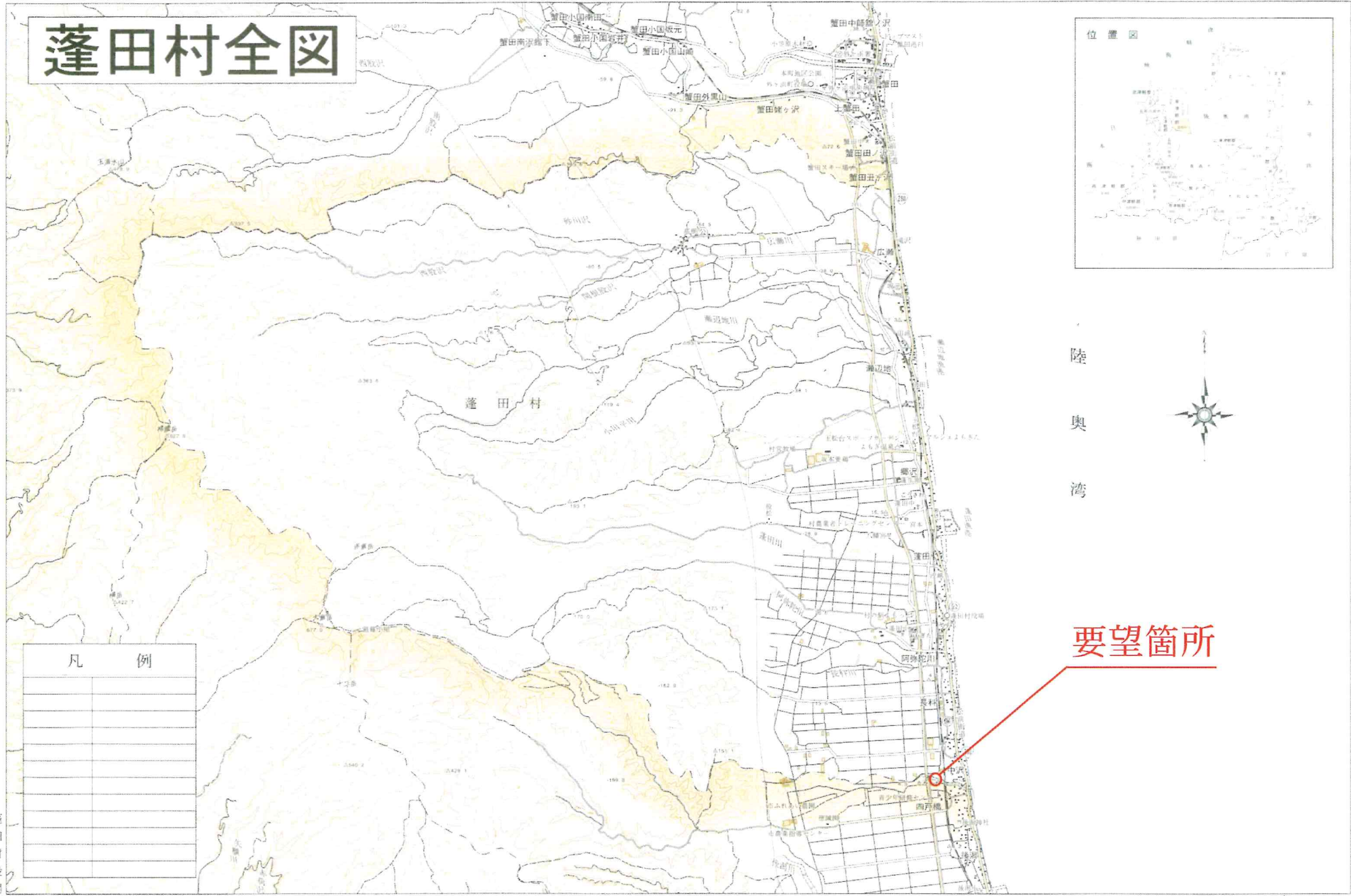
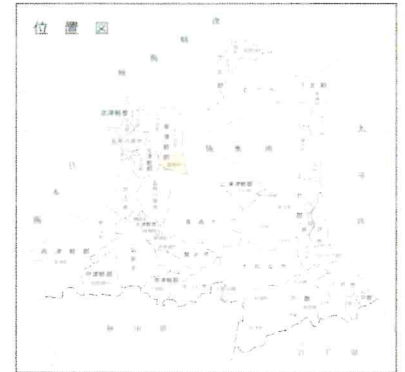
要 望 事 項 の 内 容
<p>四戸橋川においては、令和4年8月の大雨の影響により、中沢駅から国道280号バイパスまでの区間で、自然護岸が崩落している箇所があります。</p> <p>令和6年4月に県へ要望し、現場を確認していただいておりますが、今後の大雨等により、さらに浸食が進み道路の崩壊や農業施設にも重大な影響を与える可能性も大きく、被害が拡大する恐れもあるため、災害防止のための護岸施設等の整備について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 四戸橋川河川護岸施設の整備について</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>令和4年8月 大雨により自然護岸崩落 令和6年4月 県へ要望</p>

担当部署名	蓬田村 建設課
-------	---------

この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、国図発行の
2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平23地保 第253-287041)

蓬田村全図



陸
奥
湾



要望箇所

凡 例	

蓬田村役場

1 : 50,000 (1km=2cm)



状況写真①

要望順位	
------	--

河川名	四戸橋川
-----	------



状況写真②

要望順位	
------	--

河川名	四戸橋川
-----	------



要望項目	たままつ海岸の浚渫について（新規）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>蓬田海岸はCCZ整備事業で離岸堤、階段式堤防やたままつ海の情報館が整備され、夏は海水浴や玉松海まつりが開かれており、現在、青森県が管理を行っております。</p> <p>しかし、トンボロ現象により離岸堤と階段式堤防が砂で繋がり、そこに、海草や漂着物が流れ着いて堆積し悪臭を発生させ住民生活へ多大な影響を及ぼしております。</p> <p>そこで、東青地域県民局地域整備部に海岸清掃実施届けを提出して、村が毎年海草などの撤去を行っておりますが、抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1. たままつ海岸の浚渫</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
平成12年8月	蓬田海岸CCZ竣工		
平成27年7月	たままつ海岸清掃	256	千円
平成28年7月	たままつ海岸清掃	244	千円
平成29年7月	たままつ海岸清掃	275	千円
平成30年7月	たままつ海岸清掃	332	千円
令和元年7月	たままつ海岸清掃	577	千円
令和2年7月	たままつ海岸清掃	766	千円
令和3年7月	たままつ海岸清掃	725	千円
令和4年7月	たままつ海岸清掃	1,147	千円
令和5年7月	たままつ海岸清掃	609	千円

担当部署名	蓬田村 建設課
-------	---------



要望項目	たままつ海の情報館及び周辺施設の利活用及び設備の老朽化について（新規）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>本村玉松台を含む周辺一帯地域は、村の伝統文化と観光の中心的な位置を占めており、この地域を観光施設として整備することによって村の活性化を推進することは、長年の目標としてきたところであります。</p> <p>CCZ事業により平成12年頃に完成した当時は、浜辺のレクリエーションの場として恵まれた環境にあったが、平成27年の国道280号線バイパスの外ヶ浜町への開通による交通の流れの変化に伴い、玉松海岸の観光施設としての立地条件が変わり、入込客数の確保について苦慮しているところであります。</p> <p>以前にたままつ海の情報館の利活用について要望した際は、CCZ事業により離岸堤を含め一体的に整備されたものであるため、情報館のみ切り離して管理を移管することはできないとのことであり、現在の「管理運営に関する協定」を見直すことで今後の利活用の自由度を上げる案が示され、活用イメージの要望を村から県へ伝えることとなっております。</p> <p>また、新たな利活用に伴う問題点の一つとして、施設の老朽化の問題があり、空調設備やウッドテラスは特に老朽化が目立つため、改修や撤去も含めて検討の必要があります。次に、CCZ事業により一体を整備したところではありますが、「管理運営に関する協定」を締結しているのは情報館のみであり、周辺施設（東屋やテーブル・ベンチ等）は協定内に含まれておらず、現在は村で管理を行っています。しかし、実際に管理すべき境界が曖昧であり、老朽化も進んでいることから、大規模な改修・修繕に向けてこれらについても協定を締結するなど管理体制を明確にする必要があります。</p> <p>つきましては、次の事項について検討していただきたく要望します。</p> <p>1. たままつ海の情報館の利活用案について</p> <p>(1) 観光案内所の設置</p> <p>(2) フリーマーケット会場としての利用</p> <p>(3) 村出身・在住の作家や芸術家の作品展示</p> <p>(4) クーリングシェルターとして利用（空調設備の改修が必要）</p> <p>2. 現在の館内にある展示スペースの今後を考えた整備について</p> <p>3. 周辺施設を含めた協定の締結について</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
たままつ海の情報館 平成12年 完成 平成15年 管理運営に関する協定締結（県⇄村）

担当部署名	蓬田村 産業振興課
-------	-----------

たままつ海の情報館老朽化の状況

○空調設備

・室外機のファンのカバーの土台が腐食して外れてしまっている状態



・底面が腐食しはがれ落ちている状態



○2階テラス

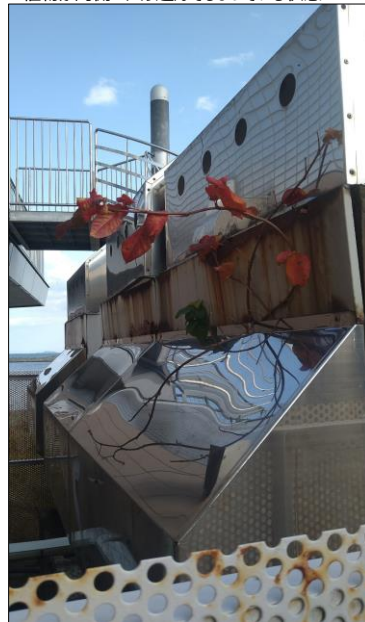
・所々に激しく腐食している板がある状態



・ステンレス部分以外は腐食が激しい



・植物が内側へ入り込んでしまっている状態



・ステンレス部分以外は腐食が激しい



・所々に激しく腐食している板がある状態



要望項目	鳥獣被害防止対策の推進について（新規）		
要望先	国	農林水産省（農村環境課）	
	県	環境エネルギー部（自然保護課）、農林水産部（農産園芸課）	
	その他		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃刀法	事業主体	蓬田村

要 望 事 項 の 内 容
<p>村単独での被害防止対策を10数年間実施してきましたが、専門的知識も少なく、技術や人員配置等に限界があります。また、有害鳥獣もニホンザル以外にかなりの種類（ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ）が増加しており、近年は、有害鳥獣の出没域が住宅地付近まで確認されていることから、いつ住民に危害を加えてもおかしくない状況となっています。</p> <p>しかし、猟友会の従事者の減少と高齢化等により、駆除する頭数は年々減少しており、個体数の増加に歯止めがきかない状況となっています。</p> <p>有害鳥獣被害は、地域ごとの状況や野生動物の生態によって異なるため、県内市町村の被害対策情報の提供と、青森県全体で有害鳥獣の個体数の把握や追払い等の被害防止対策を行う必要があると考えます。</p> <p>住民の生命・財産を確実に守るため、次の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>1. 県全体での有害鳥獣被害防止対策の実施 2. 住宅街周辺や鳥獣保護区域における、有害鳥獣被害防止対策に係る関係法令の整備 3. その他の支援事業の充実</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項																										
<p>当村におけるニホンザル等の有害鳥獣による農産物の被害は、鳥獣の個体数の増加や地域の過疎化、農業者等の高齢化等の問題と相まって年々拡大している。また、近年では住宅地付近での出没が増加しており、地域住民の生活を脅かすものとなってきている。</p> <p>当村では、箱わなを活用した有害鳥獣の捕獲や発信器を活用した実施隊員による追払い、鳥獣撃退装置の設置、広報誌を活用した有害鳥獣対策の周知に取り組んでいる。</p> <p>各年度ごとのニホンザル捕獲頭数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">箱わなによる捕獲頭数</th> <th rowspan="2">猟友会による駆除頭数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち発信器装着頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	箱わなによる捕獲頭数		猟友会による駆除頭数		うち発信器装着頭数	令和元年度	4	1	3	令和2年度	5	0	0	令和3年度	8	1	0	令和4年度	4	2	2	令和5年度	4	2	0
年度		箱わなによる捕獲頭数			猟友会による駆除頭数																					
		うち発信器装着頭数																								
令和元年度	4	1	3																							
令和2年度	5	0	0																							
令和3年度	8	1	0																							
令和4年度	4	2	2																							
令和5年度	4	2	0																							

担当部署名	蓬田村 産業振興課
-------	-----------